

紀南環境広域施設組合職員通勤手当支給規則

制定 平成25年8月1日 規則第15号
改正 令和5年4月1日 規則第6号
改正 令和7年3月31日 規則第3号
改正 令和8年3月31日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、通勤手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義等)

第2条 条例第11条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。

2 条例第11条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、職員の住居から勤務公署までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

3 条例第11条第1項第1号に規定する「交通機関」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいい、「有料の道路」とは、法令の規定によりその通行又は利用について料金を徴収する道路（トンネル、橋、道路用エレベーター等の施設で道路と一体となってその効用を全うするものを含む。）をいう。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

(1) 勤務公署が異なった場合

(2) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第11条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合

(3) 第15条の4第1項第2号又は第3号の職員たる要件を欠くに至った場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により条例第11条第1項の職員たる要件を具備しなくなった場合には、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第15条の4第1項第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していること若しくは第15条の5に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第5条 条例第11条第1項第各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表に掲げる程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(普通交通機関等に係る手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(条例第11条第3項に規定する特別急行列車等(以下「特別急行列車等」という。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第11条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 管理者の定める額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 任命権者の定める普通交通機関等 任命権者の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に係る手当の減額)

第8条の2 条例第11条第2項第2号の規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

(育児短時間勤務をしている職員に係る通勤手当の減額)

第9条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号)第17条の規定により読み替えて適用する条例第11条第2項第2号の規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

- (2) 条例第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額。以下「1 箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第 2 項第 2 号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第 5 項第 1 号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）同条第 2 項第 1 号に定める額
- (3) 条例第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、1 箇月当たりの運賃等相当額等が同条第 2 項第 2 号に定める額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第 5 項第 1 号に定める額を加算した額）未満である職員（第 1 号に掲げる職員を除く。）同条第 2 項第 2 号に定める額
（交通の用具）

第 11 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、市の所有に属するものを除く。

- (1) 自転車
 - (2) 原動機付自転車、自動車その他原動機付きの交通用具
- 2 条例別表第 3 に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の小型自動車及び軽自動車とする。
（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第 12 条 条例第 11 条第 3 項に規定する規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は特別急行列車等を利用しなければ通勤することが管理者の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。
（異動等の直前の住居に相当する住居）

第 13 条 条例第 11 条第 3 項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
 - ア 条例第 11 条第 3 項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第 14 条 条例第 11 条第 4 項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であ

って次に掲げるもの

ア 条例第 11 条第 4 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る手当の額の算出の基準)

第 15 条 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第 7 条の規定は、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る手当の額の算出について準用する。

3 第 8 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定は、条例第 11 条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等相当額（第 16 条第 4 項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第 2 号中「運賃等の」とあるのは「特別料金等」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第 15 条の 2 条例第 11 条第 4 項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第 11 条第 4 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(権衡職員等の範囲)

第 15 条の 3 条例第 11 条第 4 項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第 15 条の 4 条例第 11 条第 4 項の同条第 3 項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (2) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上又は通勤時間が 90 分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (3) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上又は通勤時間が 90 分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）
- (4) その他条例第 11 条第 3 項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員

2 前項第 1 号及び第 2 号において「特定住居」とは、同項第 1 号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第 2 号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 前項第 1 号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(駐車場等の要件)

第 15 条の 5 条例第 11 条第 5 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第 4 条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第 8 条第 2 項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第 15 条の 6 条例第 11 条第 5 項の規則で定める職員は、第 9 条第 2 号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第 15 条の 7 条例第 11 条第 5 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が 5,000 円を超える場合にあっては、5,000 円)とする。

- (1) 1 の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が 2 以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

- (2) 2 以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第 16 条 手当は、支給単位期間(第 4 項に規定する手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第 18 条第 2 項第 2 号及び第 20 条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の条例第 7 条第 1 項に規定する給与の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第 3 条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給与の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る手当は、その月の初

日に職員が所属する給与の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

- 4 条例第 11 条第 7 項に規定する規則で定める手当は、1 箇月当たりの運賃等相当額等（第 10 条第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第 11 条第 2 項第 2 号に定める額（第 10 条第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が 2 以上ある場合においては、その合計額）及び条例第 11 条第 5 項第 1 号に定める額の合計額（第 18 条第 2 項において「1 箇月当たりの手当算出基礎額」という。）が 15 万円を超えるときにおける手当とし、条例第 11 条第 7 項の規則で定める期間は、その者の当該手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第 17 条 手当の支給は、職員に新たに条例第 11 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、手当の支給の開始については、第 3 条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第 18 条 条例第 11 条第 8 項の規則で定める事由は、手当（1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第 11 条第 1 項の職員たる要件を欠くに至った場合
 - (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、手当の額が改定される場合
 - (3) 月の中途において地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をし、又は法第 29 条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
 - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 普通交通機関等に係る手当に係る条例第 11 条第 8 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの手当算出基礎額が 15 万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合の以外の場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の改定後に 1 箇月当たりの手当算出基礎額

が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、管理者の定める月(以下この条において「事由発生日」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が 6 箇月を超えるものがある場合 管理者の定める額

(2) 1 箇月当たりの手当算出基礎額が 15 万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15 万円に事由発生日の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生日が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 前号イに掲げる場合 管理者の定める額

3 条例第 11 条第 8 項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る手当の給料の支給義務者と事由発生日の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、管理者の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第 19 条 条例第 11 条第 7 項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が 6 箇月を超える場合 管理者の定める期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第 8 条第 1 項第 3 号の任命権者の定める普通交通機関等 1 箇月

2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第 20 条 支給単位期間は、第 17 条第 1 項の規定により手当の支給が開始される月又は同条第 2 項の規定により手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第 2 条第 1 項の規定により育児休業をし、又は法第 29 条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき(次項

に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第 21 条 条例第 11 条第 1 項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第 22 条 任命権者は、現に手当の支給を受けている職員について、その者が条例第 11 条第 1 項の職員たる要件を具備するかどうか及び手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(その他)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 31 日規則第 2 号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。